

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)三種五城目風力
発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年9月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称)三種五城目風力
発電事業 環境影響評価方法書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー
株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県山本郡三種町及び南秋田郡五城目町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 54,600 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年11月 9日
環境大臣意見受理	令和 5年 1月23日
経済産業大臣意見発出	令和 5年 2月 2日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 3月31日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月 5日
秋田県知事意見受理	令和 5年 8月23日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 9月26日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、須之内
電話03-3501-1742（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)三種五城目風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、事業計画を明らかにした上で、適切な調査地点を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 植物の調査は、調査対象地全域を踏査するとともに、植生区分に基づいた環境類型の広がりに沿った調査を行う等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 景観の調査地点について、実施区域の北東側に住居等が存在することから、調査地点の追加について検討すること。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)